

宮崎市子どもの居場所づくり事業(進学支援) 質問と回答①

	質問	回答
1	類似業務の契約実績がなければ、応募できないのか。	応募は可能です。(応募資格については、公募型プロポーザル実施要領の7「応募資格」参照)
2	宮崎市子どもの居場所づくり事業(進学支援)実施要領の3「支援対象者及び事業参加の決定方法」について、生徒は市が募集するのか、受託事業者が募集するのか。	どちらも募集することは可能ですが、市の確認により事業への参加が決定されることとします。
3	宮崎市子どもの居場所づくり事業(進学支援)実施要領の4事業内容(4)ケース会議について、どういったメンバーを想定しているのか。	市(事業担当者等)と受託事業者間でのケース会議を想定しております。
4	賃借料や講師謝礼金も経費として積算見積書に計上してよいか。	本業務実施に係る直接的な経費であれば、計上して差し支えありません。